## 令和 5 年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金(令和 5 年度発生分) Q&A

		回答
1	新型コロナウイルスが 5 類に移行したが、危険手当又はそれに類する手当については補助対象となるか。	画 答 補助対象となりますが、厚生労働省が示すQ&A集のNo.36において、上限の目安として、国家公務員の防疫等作業 手当(1日1,000~4,000円)が示されておりますので、本県においては、原則として、感染対応職員1人1日当た り4,000円までを補助上限といたします。 また、令和5年10月1日以降に支給された左記手当の補助上限は、「令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症 流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金実施要綱(令和5年度発生事案分)」 第4条(2)(ア)①に記載のとおりとします。 さらに、危険手当の性質上、直接、感染者に対応した職員、感染者が使用した用品に触れる業務を行った職員、感 染者が使用した部屋の消毒作業を行った職員等、具体的に感染リスクのある用務に従事した職員に対する手当のみ
2		対象としますので、単に感染発生施設内で勤務した職員に対する手当は、対象外となります。 また、令和5年10月1日以降に支給された左記手当につきましては、直接感染者に対応した職員に対する手当のみ 対象となります。 同一人が複数回施設内療養を行った場合は、1回分のみ補助対象とします。なお、左記事例の場合、4月分・8月分 のどちらか1回分のみ補助が受けられます。
3	5類移行後、感染者の全数報告の仕組みがなくなったが、補助金申請に当たり、 どのようにして感染事実を証明すれば良いか。	介護記録やサービス提供の記録等具体的な感染対応状況(名前・陽性日等)が記載された書類の写しを御提出ください。 ※感染対応の記録の提出ができない場合は、補助金の支給ができません。
4	5類移行に伴い、要綱上、「濃厚接触者」が「感染者と接触があった者(感染者 と同居している場合に限る。)」に置き換わったが、同居事実の証明等が必要 か。	同居している感染者のお名前、続柄、陽性日等をお知らせください。それ以外の証明書等は不要です。 (記載例)同居人:愛媛太郎(夫)が、令和5年6月4日に陽性であることが確認される。
5	支給していなかったが、同日以降に手当を遡及支給する場合は対象となるか。	例えば元々当該手当を支給する規程、取り決め等があり、支払事務の都合上、9月初旬の勤務に対し翌10月に手当を支給するような場合は対象となりますが、 例えば7月の勤務に対する手当を10月に支給する等、明らかに元々支給する予定があったとは認められず、この補助事業が開始されたことをもって遡及支給したと思われる手当は、慰労金に類し、「人員不足に伴う介護人材の確保のためのかかり増し経費」とは言えないため、補助対象外となります。

## 令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金(令和5年度発生分)

Q&A

質 問 答 令和5年5月8日以降の施設内療養費の補助要件について、実施要綱【別添3-2】 ▼左記(3)から(5) までの補助要件については、県が令和5年4月12日付け長寿介護課長事務連絡「新型コロナウイル ス感染症の5類移行に伴う協力医療機関確保状況調査ついて|において各施設様に対し照会させていただいており 「(3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行 ます。(照会ページURL:https://www.pref.ehime.jp/h20400/korona/5rui iryokikan chosa.html) う医療機関を確保している高齢者施設等であること(自施設の医師が対応を行う 場合を含む。)。 ・施設からの電話等による相談への対応 当該照会において、左記要件を全て満たしていると御回答いただいた施設様のみが施設内療養費の補助対象となり ・施設への往診(オンライン診療を含む。) ます。 ・入院の要否の判断や入院調整 (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施 設等であること。 よって、既に対象事業所様におかれてはチェックリストの内容を県に提出済みということになりますので、参考3 (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者 施設等であること。 のチェックリストを改めて提出いただく必要がないため、ホームページには掲載しておりません。 ※ (3)から(5)までについては、参考3のチェックリストに記載して、<u>事前に</u>県 <u>に提出することとし、チェックリストで示された要件を満たす必要がある。</u> なお、チェックリストの提出方法等については、「新型コロナウイルス感染症の 感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内 容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策 推進本部事務連絡)等を踏まえた県からの依頼内容に基づき対応することとす る。」 とあるが、上記下線部はどういう意味なのか。 また、ホームページに参考3のチェックリストの様式が掲載されていないのはな ぜか。